



# 新型コロナウイルス対応 NFAサッカー活動ガイドライン

第2版 2020年9月4日作成

- 1 . 活動再開における共通理解事項
- 2 -1. NFAサッカー活動の目安
- 2 -2. NFAサッカー活動の目安 感染警戒レベル圏域（保健所管轄地域）
- 3 -1. 事業・活動実施時の感染防止策 運営サイド・感染対策責任者
- 3 -2. 事業・活動実施時の感染防止策 チーム・選手・チームスタッフ
- 3 -3. 事業・活動実施時の感染防止策 審判
- 3 -4. 事業・活動実施時の感染防止策 技術・視察等
- 4 . トレーニング再開にむけての準備
- 5 -1. 競技会・試合運営の留意点
  - 5.1- I 開催の判断
  - 5.1- II 競技会開催時の感染予防対策
  - 5.1- III 感染対策のルール
- 5 -2. 競技会・試合運営の留意点（JFAガイドラン手引きからの抜粋）

## 【更新履歴】

第1版	2020年6月12日	新規作成
第2版	2020年9月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● NFA活動の目安（活動再開の基準）更新</li> <li>● 感染レベルに応じたNFA事業実施例の追加</li> <li>● JFAガイドライン第6版に準じた感染防止策、競技会試合運営の留意点文言の修正</li> <li>● 競技会試合運営の留意点に感染対策のルールを明記</li> </ul>

# 1. 活動再開における共通理解事項

コロナ禍においてサッカー・スポーツ活動の自粛が続く中、今後のWith/Afterコロナにおける活動再開にむけて発信されているJFAガイドラインをもとに長野県内におけるガイドラインをNFAガイドラインとして策定しましたので、事業実施については下記およびJFAのガイドラインをふまえて対応を行ってください。

安全最優先

生命・健康の安全が最優先です。感染拡大のリスクを最小限とし、サッカーファミリーが安全に活動できる環境になるよう対応をお願いします。

不当な扱い・差別等を許容しない

県内の感染状況で生じる活動差をもって選手やチームを不当に扱うことは絶対にしないでください。また、感染状況に起因する一切の差別や誹謗・中傷の発生を許さない強い姿勢を示してください。

各活動レベルにおける実施の考え方を  
ふまえた活動

長野県感染警戒レベル1～6までのそれぞれの実施事例を参考に、安全を確保するための対策を十分とった上で実施してください。

活動・事業を実施するにあたっては、感染対策責任者を設置し、JFAのガイドラインの「新型コロナウイルス影響下における運営の手引き」をふまえ、十分な安全対策をとるようにしてください。

## <本ガイドラインの拘束力>

このガイドラインは、NFA主催事業を開催する場合の目安として遵守すべき留意点を上げています。そのため各連盟・郡市単位の活動やチーム等の活動に対して拘束力を持つものではありませんが、連盟・郡市等また各チームにおける活動を実施する際の参考にしてください。

## 2-1. NFAサッカー活動の目安

長野県が示す感染警戒レベルに沿った活動レベルを示す目安です。

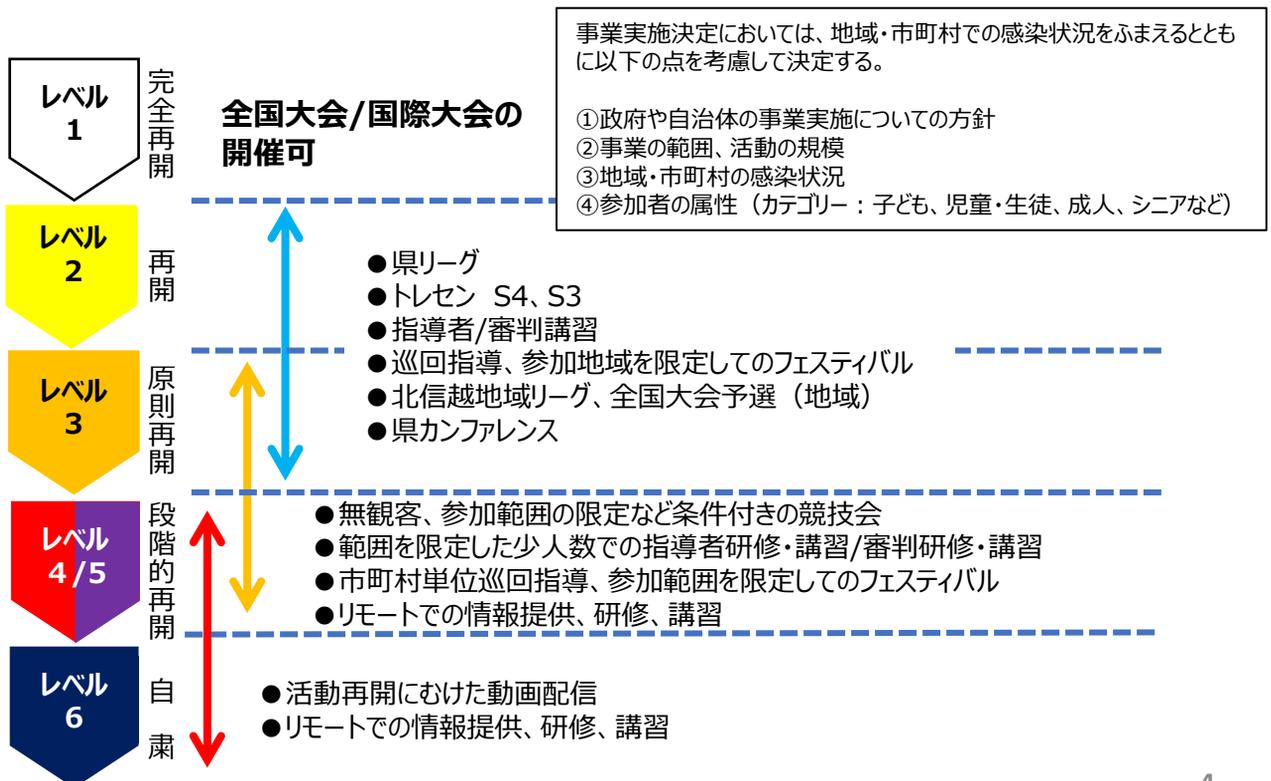
いずれのレベルにおいても、県や市町村、教育委員会およびスポーツ統括団体、学校など上位団体の方針をふまえて総合的に活動内容や活動範囲を判断してください。事業実施を判断した場合は感染予防、感染拡大防止のための十分な対策を講じることが前提です。

長野県 感染警戒レベル	直近1週間 10万人当たりの 新規感染者数	段階	チーム活動	NFA事業	備考	活動レベル (JFAに準拠)
1 平常時		完全再開		国内外からの参加を含め、事業の実施ができる。	海外チームの参加は、政府の方針や県の方針に従う。	5
2 注意報	0.4人以上	再開	県外への遠征・合宿・大会参加については、現地の状況を十分考慮する。	全国からの参加を認める。 県外チームの来県については、当該県の状況をふまえ、長野県の方針に従う。	県外事業への参加、県外からの参加にあたっては、当該県の感染者の動向に留意する。	4
3 警報	1.2人以上	原則再開	県内の移動については、県や市町村の要請をふまえる。 県外への移動については、当該県の指示、要請に配慮する。	北信越地域、隣接各県参加での大会・事業可。ただし、往來の自粛制限のある県は除く。 感染状況をふまえ、無観客での対応も検討する。	移動の自粛が求められている他県への往來、当該県からの参加は控えてもらう。	3
4 特別警報	2.5人以上	段階的再開	感染予防対策の確実な実施をしながら、参加人数、方法を考慮する。 他チームとの試合など、対外活動については、県、自治体、学校等の方針をふまえる。	事業実施地区等の状況に応じて判断する。 競技会・大会：無観客、制限つき開催、開催地域の変更などを検討する 会議／講習会・研修会：リモートを原則	長野県・市町村・上位団体からの要請、指示に従う。	2
5 非常事態宣言 (県独自)	5.0人以上					
6 緊急事態宣言 (特措法に基づく)		自粛	チーム活動は自粛 安全な環境での個人トレーニングやリモートなど、人との接触のない活動は可能	自粛（主催事業の中止もしくは延期） リモートで開催可能なものは実施できる	長野県・市町村・上位団体からの要請、指示に従う。	1

ご自身の地域の感染警戒レベルは県ホームページで確認を

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-sengen.html>

## 2-2. 感染警戒レベルにあわせたNFA事業事例



### 3-1. 事業・活動の実施時の感染防止策

### 運営サイド・感染対策責任者

主管者・運営サイド（感染対策責任者）	
事前	<p><b>感染対策責任者の設置</b>（感染対策責任者の役割については、JFAガイドライン第6版 P28 を参照）</p> <p>健康チェックリストの作成と提出依頼（当日どのような形で提出してもらうかも検討しておく）</p> <p>事前案内（ホームページ、チームへの伝達事項として感染対策責任者と健康チェックリスト提出依頼、役員への伝達事項）</p> <p>◎運営マニュアルの作成（感染予防対策を含めた内容で作成し、役員には事前に周知）</p> <p>◎チーム打ち合わせ事項としての内容を事前に各チームへ周知</p>
会場	<p><b>感染予防対策の実施</b> 会場となる施設の感染予防対策をふまえた競技会・事業ごとの感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加選手、スタッフ、大会役員の掌握（健康チェックリストの提出・保管）</li> <li>・3つの密をつくらない諸室の設定と換気できる状況をつくる</li> <li>・手指消毒/手洗いができる物品、環境の整備</li> <li>・ふき取り消毒ができる用品の用意</li> <li>・感染対策の呼びかけ、意識喚起の工夫（掲示物・張り紙・アナウンス・役員によるよびかけ）</li> <li>・観戦者がいる場合は観戦者を適切な行動に導く</li> </ul>
事後	<p>万が一感染者もしくは濃厚接触者が終了3日以内に確認された場合の対応の確認</p> <p>健康チェックリスト（チーム参加者：選手名簿：スタッフ名簿）の保管</p> <p>役員のチェックリストの保管</p>

### 3-2. 事業・活動の実施時の感染防止策

### チーム・選手・チームスタッフ

チーム感染対策責任者	
事前	<p><b>連絡体制・チェック体制の確立</b>（感染対策責任者の役割については、JFAガイドライン第6版P28 を参照）</p> <p>チームの健康チェックリストの作成と提出準備</p> <p>◎大会打ち合わせ事項の確認と、スタッフ・選手・保護者への周知</p>
会場	<p><b>感染予防対策の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加選手・スタッフ名簿の提出（過去1週間の発熱の有無・今日の体温・健康状態の一覧）</li> <li>・緊急時の連絡体制の確認</li> <li>・競技場内における、感染予防行動のチーム関係者（選手・スタッフ・保護者）への確認</li> </ul>
事後	<p>体調不良者および感染者もしくは濃厚接触者が終了3日以内に確認された場合の対応の確認 → 大会感染対策責任者へ連絡</p>

選手・チームスタッフ	
事前	<p>健康チェックシートを使用して日々の検温と日々の体調の記録（毎朝検温・体調の記録をすることを習慣にしてください。）</p> <p>緊急連絡先の確認</p> <p>当日および過去2週間以内の発熱・体調不良や同居の家族、身近な人に感染を疑われる症状・体調不良の人があった場合は、自主的に参加を見合わせる。</p> <p>感染対策ルールの励行</p>
会場	<p>○健康チェックシートの提出（チーム感染対策責任者へ）</p> <p>○3つの密を避ける行動 ○咳エチケットの実行 ○手指消毒/手洗いを確実に</p> <p>○感染対策ルールを守るとともに大会の留意事項を確実に</p>
事後	<p>3日以内に具合が悪くなったら（発熱・倦怠感・味覚/臭覚異常など）すぐにチーム感染対策責任者に連絡する。</p>

### 3-3. 事業・活動の実施時の感染防止策

### 審判員

審判員は審判委員会のガイドラインを参照してください。

### 3-4. 事業・活動の実施時の感染防止策

### 技術委員・視察等

技術委員・視察・テクニカルスタディーグループ等	
事前	日々の検温と日々の体調の記録(健康チェックシートに記録する) 体調不良や同居の家族、身近な人に、感染を疑われる人が出た場合は参加しない。
当日	○健康チェックリストの記入（感染対策責任者の指示に従う） ○3つの密を避ける行動 ○咳エチケットの実行 ○手指消毒/手洗いを確実に ○大会の留意事項を確実に
事後	3日以内に具合が悪くなったら（発熱・倦怠感・味覚/臭覚異常など）すぐに感染対策責任者に連絡する。

## 4. 活動の段階的な再開（JFAガイドライン第6版 P23-P25）

新型コロナウイルスの感染状況によっては、活動を自粛せざるを得ない場合があります。一定期間活動を休止したのちに活動を再開する場合、個人およびチームでのコンディションの調整は重要です。

各チームおよび個人の活動再開にあたっては、「JFAガイドライン第6版」P23-P25を参照し、けがや熱中症への対策を十分とりながら試合に向けての準備をしてください。

JFAガイドラインに示されている期間はあくまでも目安です。選手一人ひとりの基礎的なフィットネスの状況や暑熱順化の状況をふまえた練習計画の作成、実施をお願いします。

JFAのホームページに、動画で考え方、トレーニングの実際が示されていますので、参考にしてください。

## 5-1. 競技会・試合運営の留意点

### I 開催の判断

1. 「NFAサッカー活動の目安」をふまえ、感染状況にともなう自治体・教育委員会など要請を考慮して開催できるかどうかを判断して下さい。感染警戒レベルが3以下であれば必要な感染予防対策をとった上で県内全域から集まる大会も開催できる状況であると考えます。
2. 開催する判断を行った後でも、感染状況およびその変化により無観客での実施、試合の中断・中止、縮小、延期などを判断せざるを得ない場合があるので、対応について事前に検討しておいて下さい。

### II 競技会開催時の感染予防対策

1. 競技会の管理者は事前、競技会中、事後の感染予防対策を策定し、運営マニュアルとして関係者に周知して下さい。
2. 感染予防対策を含む運営マニュアル作成には、**JFAガイドライン第6版の「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」**を参考にし、参加者の種別や地区・地域の実情に応じた対応が盛り込まれるようにして下さい。

### III 感染対策ルール

1. 以下のア、イ、ウ に該当する場合は、自主的に参加を見合わせて下さい。
  - ア) 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚・臭覚の異常などの症状がある場合）
  - イ) 試合やイベントの前2週間に健康チェックシートのチェック項目でチェックがつかない項目があった場合
  - ウ) 試合やイベントの前2週間の間に発熱があった場合
2. 会場における検温で発熱が認められる場合は参加できない。
3. マスクを着用する
4. 咳エチケットに十分配慮する
5. 手洗い、手指消毒をこまめに行う
6. 社会的距離（できるだけ2 m、最低1 m）を確保する
7. 3密（密閉、密集、密接）を避ける
8. 握手、ハグ（抱擁）などは行わない
9. フィールド上で、唾・痰吐き、うがいなどは絶対にしない
10. タオル、飲料ボトルの共用はしない
11. 健康チェックシートを毎日つけ、提出する
12. そのほか、J F A、N F A が示す注意事項を守る

参加チームは、試合やイベントに参加・帯同する可能性のある選手・スタッフに対し、当該競技会・試合・イベントの3週間前には健康チェックシートを配布し、記入の準備を開始する。

## 5-2. 競技会・試合運営の留意点

### 「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」より抜粋

主管者・運営サイド（感染対策責任者）	
事前	<p>（JFAガイドライン第6版 28Pを参照）</p> <p>感染対策責任者の設置</p> <p>参加者・来場者への事前連絡事項（チームの感染対策責任者の配置とその報告および体調が悪い時の参加見合わせのお願い）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康チェックシートの依頼、チェックリストの作成と当日チェックシート提出の依頼</li> <li>2. 監督会議や代表者会議の方法の工夫</li> </ol>
当日	<p>（JFAガイドライン第6版 29-59Pを参照）</p> <p>感染防止策を以下の点で実施できるよう運営（物品、掲示物、アナウンス、役員による巡回や呼びかけ等）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 諸室の管理（消毒、換気、3つの密を回避する具体的な内容）</li> <li>(2) 手洗い場、トイレの使用における感染リスクを減らすための具体的な使用者へのお願い</li> <li>(3) ロッカールーム、審判控室などの使用上の留意事項の徹底や感染予防策の実施</li> <li>(4) ベンチの設置方法</li> <li>(5) 競技運営における感染対策の確認（45P～49P） <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒レベル3以上の場合、試合当日の検温（参加チーム・審判員）</li> <li>・試合前後のセレモニーにおける「新しい生活様式」をふまえた方法の確認</li> </ul> </li> <li>(6) メディア・観客等来場者への対応</li> <li>(7) 当日の会場における緊急時の連絡体制・対応体制の確認</li> <li>(8) ゴミなどの片付け方法</li> </ol>
事後	<p>（JFAガイドライン第6版 52Pを参照）</p> <p>万が一感染者もしくは濃厚接触者が終了3日以内に確認された場合の対応の確認</p> <p>健康チェックリスト（チーム参加者：選手名簿：スタッフ名簿）/ 役員のチェックリストの保管 → 感染対策責任者</p>

JFAガイドライン第6版「新型コロナウイルス影響下における競技・試合運営の手引き」を参考に、各競技会で運営マニュアルを作成して開催して下さい。

本ガイドラインは、今後の県内の状況、JFAや日本スポーツ協会などの上位団体のガイドラインに変更があった場合や、政府や県・市町村の方針などにより、NFAが必要と判断した場合に、随時更新・改訂を行うものとします。